

多根総合病院 疑義照会簡素化プロトコル

【目的】

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実及び待ち時間短縮、処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を運用する。

【運用方法】

院外処方箋に係わる個別の処方医への同意確認を不要とする項目について以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
変更内容は「簡素化プロトコルに基づく変更報告」にて、当院薬剤部へ報告する。

※疑義照会簡素化を希望する場合、「疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書」を提出すること。

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に医師名又は記名・押印がある場合は処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、必ず同意を得た上で変更する。
- ・麻薬・抗悪性腫瘍薬は本プロトコルに適用としない。

1.原則として疑義照会を不要とする項目

①残薬調整による処方箋内容の変更

- ・処方日数の変更(投与日数延長の場合は疑義照会に対応)
- ・外用薬の本数変更・削除も可能(本数追加は疑義照会に対応。但しインスリンの針は除く)
- ・内服薬について削除依頼があった場合は日数を1日とする(次回処方漏れ予防のため)

②一包化・粉砕・半割・混合指示の依頼や変更

- ・患者やその介護者等の同意または了承を得てから指示を変更してよい

③外用薬の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が不明な場合の変更

- ・患者面談により用法を変更してよい

④剤形変更や規格が複数ある医薬品の規格変更

- ・安定性、利便性の向上の場合
- ・アドヒアランスの向上が期待できる場合
- ・錠剤⇔散剤、パップ剤⇔テープ剤など可能

⑤処方日数の変更

- ・ビスホスホネート製剤の週1回または月1回製剤が他の連日投与の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化
- ・隔日投与などの処方薬が他の連日投与の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化

⑥添付文書と明らかに異なる用法の変更

- ・添付文書に準じた用法へ変更してよい
- ・漢方薬の「食後」については医師了解のもと処方されているため変更しない。

⑦患者の同意または患者の了承を得てから同一成分の医薬品変更

- ・先発医薬品への変更も可能
- ・院外処方箋の「後発品変更不可」にチェックがあれば不可
- ・保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可

2.疑義照会を簡素化出来ない項目

- ①麻薬・抗悪性腫瘍剤の残薬調整で処方日数(数量)を減らす場合
- ②患者の希望等により処方内容や処方日数(数量)を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。インスリン用の針は除く。
- ③残薬調整によって処方を削除すること
- ④その他、薬剤師が必要と判断した事項

※確認書で合意されている内容であっても、薬剤師の判断として疑義照会が必要と思われる事項については、躊躇せず疑義照会を行うものとする。

また、患者にとって治療上必要な薬剤の残薬が確認された際は原因を究明し、薬剤師としての対応策についても提案すること。

3.処方変更・調剤後の連絡

残薬調整を行った場合や簡素化プロトコルに基づき処方変更した場合はトレーシングレポート(別紙用紙あり)を用いてFAXにてご連絡ください。

FAX:06-6585-2071 薬剤部

2025 年 10 月 2 日